

令和5年議会運営の評価及び検証

検証結果報告

令和5年2月28日

【検証者】

旭川大学経済学部経営経済学科 教授

中島公認会計士事務所 公認会計士・税理士

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 監事

黒川伸一

中島幹雄

長谷川明彦

目 次

1 検証の概要	1
(1) 検証の実施期間	1
(2) 検証の範囲	1
(3) 検証の方法	1
2 検証の結果	
(1) 全体としての検証結果及び意見	2
(2) 項目別検証結果及び意見	3
3 むすび	7
【検証対象】	
令和3年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）	9
令和5年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）	17

1 検証の概要

(1) 検証の実施期間

令和5年1月1日から令和5年3月20日までを実施期間とし、検証者3名による会議を、1月19日、26日、2月7日及び28日の計4回実施した。

(2) 検証の範囲

令和元年5月16日から令和4年12月20日までの間における令和3年旭川市議会運営の評価（令和3年議会運営の評価及び検証実施要領（以下「令和3年実施要領」という。）の2に規定する別記様式）及び令和5年旭川市議会運営の評価（令和5年議会運営の評価及び検証実施要領（以下「令和5年実施要領」という。）の2に規定する別記様式）による議会の自己評価を検証の範囲とした。

(3) 検証の方法

議会運営の評価及び検証実施要綱並びに令和3年実施要領及び令和5年実施要領に基づき、旭川市議会基本条例逐条解説その他関係資料の提示を受け、検証のための会議を開催し、議会の自己評価について関係者に説明を求めるとともに、関係者への質問等により検証に必要な確認を行いながら、評価の妥当性や今後のあるべき方向性などについて全体的な検証及び項目別の検証を行い、合議により意見の取りまとめを行った。

2 検証の結果

(1) 全体としての検証結果及び意見

はじめに、議会運営の自己評価及び検証は、旭川市議会が他の自治体に先駆けて行っているものであり、非常に素晴らしい取組であると評価できる。市民からすると、「市議会や議員は何をしているのか分からない」と思われがちかもしれないが、このような取組は、市民の市議会に対する理解、関心につながる一つの手段であると言えるであろう。

次に、議会運営の自己評価については、対象期間である4年間のうち、コロナ禍により議会活動にも様々な制約があった中、議会を市民の身近な存在にするべく議論が重ねられ、実行されていることが推察できるものであった。また、平成31年の検証の結果を受け、評価項目や評価方法の大幅な見直しがされ、定性的評価とすることにより、分かりやすく効果的な評価へと改善されている。特に後期（令和5年）の自己評価は、前期（令和3年）に比べより具体的で前向きな表現となっており、こうした改善は、市民の信頼に結びつくものと考えられる。

議会を含め市政運営は、常に時代や社会情勢の変化に応じ、評価し、見直し、課題に対応していくことが大事であり、完成形はないものである。

そういった観点から、今回の評価の仕方について、次のとおり意見を述べる。

ア 評価項目について

今回の評価項目は、平成31年の検証において指摘があった「評価項目の見直し」に着手し、実現すべき事項として「1 市民に開かれた議会」「2 市民の立場に立った市政の監視と評価」「3 多様な市民意見を踏まえた政策形成」「4 時代の要請に応える議会機能の強化」の4項目に集約されたが、評価項目については、議会改革の取組の進捗や社会情勢に合わせて、評価の都度見直し、適切に設定されることを検討されたい。

イ 判定における段階評価について

平成31年の検証においても段階評価について指摘され、見直しはされているものの今回の検証においても具体的な判定の是非についてたびたび議論となった。特に、A判定の「十分な成果が出ている」とB判定の「一定の成果が出ている」は明瞭に区分することが難しく、区分する必要性も余りないのではないかと

考える。また、評価項目の中には段階評価になじまないものもあり、評価結果を適切に伝えることに限界があると考え。そうであるならば、段階評価を廃止し、実績・効果・課題等についての記述を充実させるような、文章による詳細な評価を記載する方がより評価内容が適切に伝わると考えることから、文章による判定を検討されたい。

ウ 評価の方法について

評価は、「実績」「効果」「課題等」「今後の取組」と4に区分して記載されているが、それぞれの結びつきが整理されるように工夫するとより分かりやすい自己評価になると考える。

エ 自己評価等において示された課題等への取組状況の説明について

自己評価及び検証において示された課題や今後の取組について、その後の取組状況や方向性を何らかの方法で市民に明示することも必要ではないかと考える。議会として、示された課題等に対してどのように取り組んでいるかを示すことは、議会活動の市民へのアピールにもつながると考えることから、議会の取組状況について市民に示すことも検討されたい。

今回の検証作業では、議会と市民とのコミュニケーションの促進が一つのテーマとなった。この観点からすれば、自己評価とその検証は市民に届くものでなければならぬと考えることから、以上の点を考慮された上で、自己評価が更に深化していくことを期待する。

(2) 項目別検証結果及び意見

1 市民に開かれた議会

「市民に開かれた」という観点では、質問項目や議決結果など必要な情報がホームページや議会だよりなどで示されているほか、本会議の様子はインターネット中継でいつでも視聴できるなど、十分な取組がなされているといえる。

また、情報発信の方法についても、紙媒体のほかSNSを活用し、主体的に情報発信をしていることから幅広い世代へ情報提供しようという姿勢が伺える。

今後は、受け手である市民が提供されている情報をきちんと受け取れているかとい

う観点や、議会に興味・関心を持ってもらえるかという観点で取り組む必要があると考える。

情報の発信や傍聴環境の整備は一定程度取組が進んでいることから、もう一步踏み込んで、情報を受け取ってもらうために議会が市民とどのようにコミュニケーションを図っていくかを工夫する段階に来ていると考える。

また、まちづくりを進めていく上で、若い世代の方に興味・関心を持ってもらうことが重要であり、例えば、議員が学校へ出向いていく、あるいは学生を議場へ招いて議会や議員の活動について説明をするなど、議会をアピールすることも必要な取組と考える。こういった取組を通じて、若い世代の方の意見を取り込んでいき、市の施策に反映させていくことができれば、議会に対する興味が沸いてくると思われる。

「市民に開かれた議会」とは、市民に議会を理解してもらうことを意味し、最終的には議会への信頼につながるものであるため、市民とのコミュニケーションを図りながら、引き続きしっかり取り組んでいきたい。

2 市民の立場に立った市政の監視と評価

政策提案・提言については、その時々々の社会状況に応じて提案されるものであり、必ず提出しなければならないものではないと考える。令和5年の自己評価では実績がなかったとあるが、市政の課題に一定のめどがついたものもあることから、政策提案・提言を行う時期ではなかったものとする。しかしながら、4年間を通して見ると実績が少ないことに疑問を感じる市民もいることから、常任委員会等で課題認識を持って議論していることなどがあれば、進捗状況や検討状況として実績に織り込むことも検討されたい。

議員間討議については、令和3年、令和5年のいずれの自己評価においても「十分な取組ができなかった」ことを課題としており、今後の取組において「積極的に取り組む」としている。議会基本条例第4条第1項で議会は「言論の場であることを踏まえ、議論を尽くして合意形成に努める」と規定しているが、議会が市民から選ばれた議員で構成される合議体であることを考えると、議員間で討議をしていることは通常のことであり、議決がなされている以上、会派内あるいは非公開の代表者会議などにおいて何らかの形で討議はされているものとするのが自然である。

現在の議員間討議の制度は、議会基本条例の運用を検討する上で出来上がったもの

と推察されるが、条例のつくりをみると、議会の活動原則として議論を尽くすと規定されているだけで、制度に基づく議員間討議でなければならないというつくりにはなっていないことから、前段で述べた、結論を導くための何らかの形での討議が条例の意図するところに合致したものであるかどうかの検証を行い、場合によっては制度運用を変更するなどの検討も必要ではないかと思われる。

3 多様な市民意見を踏まえた政策形成

日頃から市民の意見を把握している議員が、関係団体との意見交換等を基に市民及び関係団体双方の意見を生かした政策提言を行ったことは、多様な市民意見を踏まえた政策形成を一定程度行えていると考える。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により制約が多い中、市民と議会の意見交換会や議員研修会、常任委員会視察を実施したことは評価できる。

一方で、関係団体との意見交換については、前期の課題等にも記載があるように、実施している団体が固定化されていることから、意見交換の実績のない団体などとの実施に向けて、議会からアプローチするなど、幅広い層から意見を聞くことができるような取組に期待したい。それが多様な市民意見を踏まえた政策形成には不可欠であると考えられる。また、常任委員会視察の視察内容は、市民にとっても有益な情報もあることから、報告書等のホームページへの掲載について取り組んでいただきたい。

市民は、意見交換等により議会が暮らしの課題を認識し、よりよい方向に向けて活動することや課題を解決してくれることを期待していることから、これまで蓄積してきた情報や能力を活用し、政策提案・提言に生かしていただきたい。

4 時代の要請に応える議会機能の強化

「時代の要請に応える」という観点では、議会のICT化は適しており、先進地を視察し精力的に協議を行い、新庁舎移転時からのタブレットや電子採決システムの導入を決定するなど、前進したことは評価できる。コロナ禍の影響もあり、全国的に様々な分野で電子化やオンライン化が進み、活用されている状況にあることから、デジタル機器の導入をもって終わるのではなく、ペーパーレス化や市民とのコミュニケーションツールとしての活用などICTがもたらす効果を十分に発揮できるよう、その

最大限の活用に努められたい。また、今後は議会のICT化が進んだ結果、市民にどのような効果をもたらされたかといった観点からの評価についても検討されたい。

「議会機能の強化」というと、二元代表制の中の議会の役割である地方自治体の意思を決定する機能，その執行を監視する機能，積極的な政策提案を通して政策形成する機能などを強化することが想定されるが，自己評価においては，議会のICT化に関する記載が大半を占めているように見受けられる。また，ICT化や電子採決が市民にとってどのようなメリットがあるのか分からない。そのため，この項目が何を評価するためのものなのかを今一度はっきりさせる必要があると思われるので，次回の評価に向けてこの項目の在り方について検討されたい。

3 むすび

価値観の多様化した現代社会において、人と人をつなぐ地域社会の役割は重要性を増している。また、市民が議会に期待することは、自分たちの思いが議会に伝わり、それをきちんと受け止めてくれていると実感できることであろう。そのため、地域社会と密接な関係にある議会には以前にも増して多大な期待が寄せられていると言え、議会基本条例に基づく「評価と検証」は、議会の役割を大きく推進するものである。

これまでも旭川市議会はたゆまぬ改善を続けてきており、そのことは今回の検証作業からも十分理解できたところである。一方で、そのような議会の取組が市民に届いているかといえば、心許ないところがあるのも事実であり、議会活動に対する市民の関心も必ずしも高いとは言えない状況である。市民の思いを把握し、議会に対する関心を高めるためには、これまで以上に積極的に市民とコミュニケーションを図ることや受け手の側に立った情報発信のほか、政策提案・提言を通して市政の課題の改善により積極的に取り組むことが重要である。特に、これからのまちづくりを担う若年層とのコミュニケーションは一層重要であると考ええる。

また、政策提案・提言に関して言えば、各議員が選挙の際に訴えたことはその時点での市政の課題であり、市民はその課題が改善されることを望んでいるのである。そのため、議会が、課題の改善に向け積極的に政策提案・提言を行うことが市民と議会の信頼関係の構築につながるであろうし、ひいては議会に対する関心を高めることにもつながるものと考ええる。

新庁舎の完成を一つの契機としながら、より一層、市民から身近に感じられ、親しまれ、交流が生まれる議会となることを望むとともに、議会の自己評価とその検証という全国の自治体の中でも先進的な旭川市議会の取組がますます成熟し、旭川市のまちづくりに貢献することを期待したい。

